

株式会社Casa

第8回定時株主総会招集ご通知

証券コード：7196

■ 日時

2021年4月22日（木曜日）午前10時
（受付開始：午前9時15分）

■ 決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役4名選任の件
- 第3号議案 監査役3名選任の件

■ 場所

東京都新宿区西新宿8丁目17番1号
住友不動産新宿グランドタワー 5階
ベルサール新宿グランド コンファレンスセンター
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、株主総会当日のご来場につきましては、可能な限りお控えいただき、書面またはインターネットによる事前の議決権行使をお願い申し上げます。会場においては、入口付近で検温をさせていただき、発熱があると認められる方、体調不良と思われる方のご入場をお断りする場合がございます。また、座席の間隔をあけることから、ご用意できる席数が例年より大幅に減少いたします。そのため、当日ご来場いただいてもご入場いただけない場合がございます。予めご了承くださいませようようお願い申し上げます。

※ 新型コロナウイルス感染拡大防止への対応について、
当社ウェブサイト (<https://www.casa-inc.co.jp/ir/>) に掲載しております。

株主の皆様へ

新型コロナウイルス感染症による影響を受けられた方々には、心よりお見舞い申し上げます。

また株主の皆様には、日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

ここに、当社第8回定時株主総会招集ご通知をお届けいたします。

何卒、ご高覧いただきたくお願い申し上げます。

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、社会情勢・企業を取り巻く環境は大きく変わりつつあります。このように環境が激変するなか、旧態依然としたアナログな慣習や文化が主流となっている不動産業界における業務改革は急務と考えております。

当社グループでは、これまで蓄積したデータやノウハウにITを活用し、新たな次世代プラットフォームの構築を通じて不動産業界のDXを推進してまいります。

今後も、「人々の健全な住環境の維持と生活文化の発展に貢献し、豊かな社会を実現する」という企業理念のもと、変革と挑戦を続けSDGsの達成に貢献してまいります。

今後とも、皆様の変わらぬご支援を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

代表取締役社長
宮地 正剛

企業理念

Corporate Philosophy

Casa は

人々の健全な住環境の維持と

生活文化の発展に貢献し、

豊かな社会を実現します。



「三方よし」の精神を基盤として、
私たちに関わるすべての人々にとって
価値あるサービスを届けます。

お客様

お客様本位のホスピタリティ
信頼・安心の提供
新しいサービスへの期待

投資家

健全な経営基盤と安定配当
積極的なディスクロージャー
コンプライアンスの遵守

社会

暮らしに貢献するインフラ
社会との幸せな関係構築
「住」を通じた社会貢献

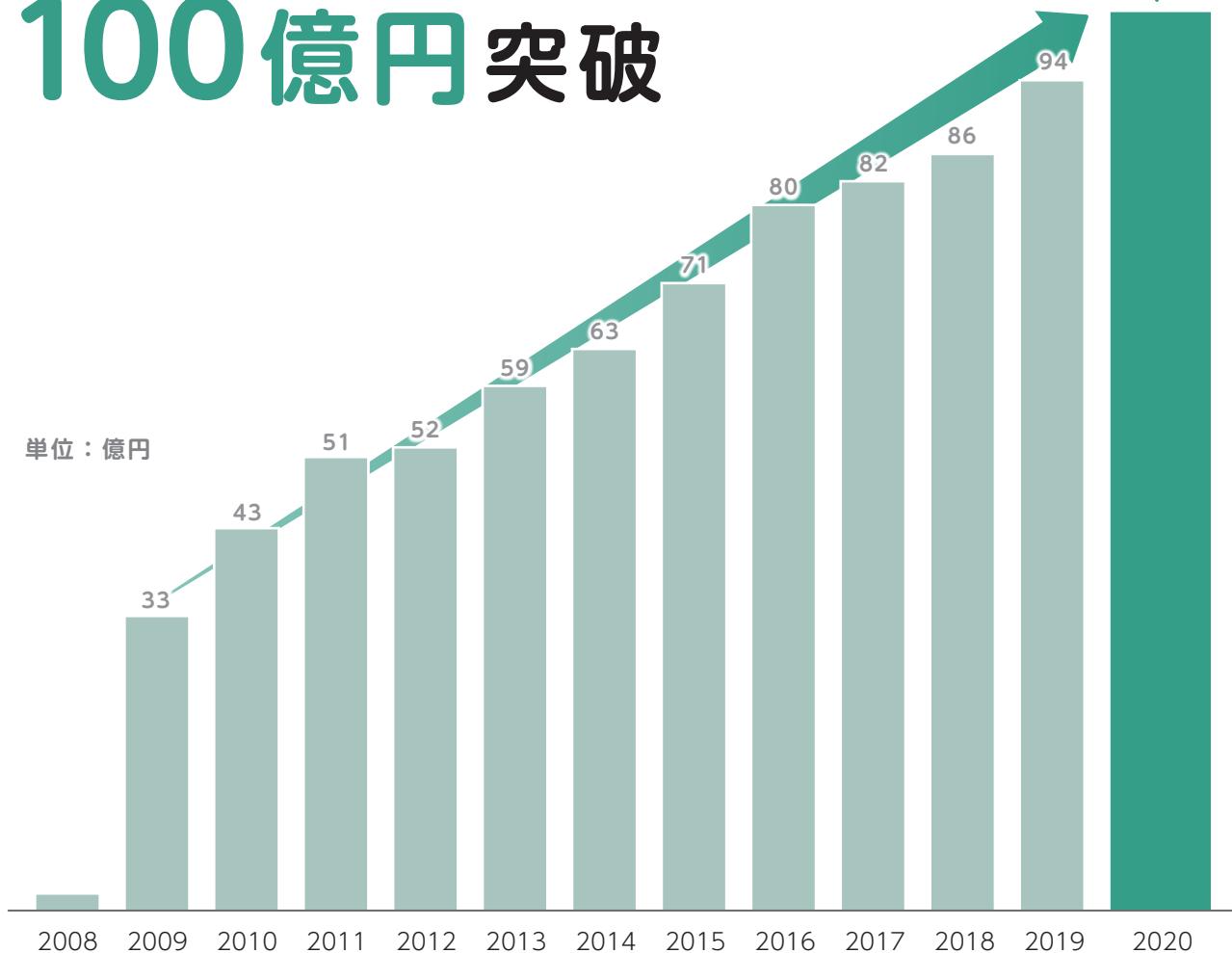
社員

誠実な人材が育つ環境
先進性とチャレンジ精神
やりがい、働きがいのある環境

売上高

100億円突破

102
億円



DX
認定

不動産業界のDX化の推進

システム連動により
**煩雑な業務を
効率化**

顧客のフォローや新規営業に
注力する

時間を創出

オンライン申込で来店不要に

**非対面で
手続完了**

機能一例



家財保険連携



申込契約明細



送金明細



WEB口座振替



滞納一括登録



WEB申込
電子契約



滞納・変更・解約・
入金等の報告



CasaWEB



大家アプリ

賃貸経営を楽に

契約情報をWebで簡単に管理

入居者アプリ

入居者対応も安心

入居者トラブル等の対応が
チャットで楽に

こどもの未来を守る 養育費保証 PLUS

養育費保証 PLUS

子どもが笑顔だと、ママも安心
ママが笑顔だと、子どもも安心

子どもの未来を守る
養育費保証 PLUS

私たちの想い

子どもの笑顔はママの笑顔

ひとり親世帯の2人に2人は養育費を受け取れていません。
養育費は子どもの未来への投資。子どもの未来のために安心を提供したい。
私たちのサービスによって、シングルマザーの皆様、そして子どもたちが、
「笑顔」で「自分らしく」過ごすことができるように、
情報にあふれるくらしを創ってまいります。

Casaの養育費保証とは

養育費保証とは、
養育費の未払いが発生した際に、
受取者に対して、
養育費をお支払いするサービスです。



さらに

皆さまの暮らしをトータルサポート



詳しくはこちら



自立をサポート

1 部屋探し

連帯保証人不要！
お部屋探しをサポート。

2 仕事探し

日本シングルマザー支援協会と提携し
お仕事探しをサポート。

3 暮らしの相談

生活環境や収入の変化などの
お困りごとに合わせたサポート。

わたしたちはサービスの提供を通じて
SDGsの目標達成に貢献します。



家賃債務保証



養育費保証



事業の
オンライン化



リサイクル活動



生活相談室



コーポレートガバナンス
コンプライアンス



コンプライアンス体制の強化

意識の向上

- ・ 関連規程の浸透
- ・ 定期的な研修の実施
- ・ 外部弁護士による研修

委員会の充実

- ・ 委員会の役割の拡充
- ・ 決議事項の明確化
- ・ 外部有職者の委員への任命

内部通報制度の充実

- ・ 内部通報制度の存在、意義を周知、徹底

株 主 各 位

証券コード 7196
2021年4月6日

東京都新宿区西新宿二丁目6番1号

株 式 会 社 C a s a

代表取締役社長 宮地正剛

第8回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第8回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

株主の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、可能な限り、本株主総会につきましては株主総会当日のご来場はお控えいただき、書面またはインターネットによる事前の議決権行使をお願い申し上げます。

お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2021年4月21日（水曜日）午後6時までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2021年4月22日（木曜日）午前10時（受付開始：午前9時15分）
2. 場 所 東京都新宿区西新宿8丁目17番1号 住友不動産新宿グランドタワー 5階
ベルサール新宿グランド コンファレンスセンター
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）
3. 目的事項
報告事項
 1. 第8期（2020年2月1日から2021年1月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第8期（2020年2月1日から2021年1月31日まで）計算書類報告の件決議事項
 - 第1号議案 剰余金の処分の件
 - 第2号議案 取締役4名選任の件
 - 第3号議案 監査役3名選任の件

以 上

- ・当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ・法令及び定款第17条の規定に基づき、次に掲げる事項をインターネットの当社ウェブサイト（アドレス <https://www.casa-inc.co.jp/ir/>）に掲載しておりますので、本提供書面には記載しておりません。
 - (1) 連結計算書類の連結注記表
 - (2) 計算書類の個別注記表したがいまして、本招集ご通知の提供書面は、会計監査人又は監査役が会計監査報告又は監査報告を作成するに際して監査した連結計算書類及び計算書類の一部であります。
- ・株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <https://www.casa-inc.co.jp/ir/>）に掲載させていただきます。
- ・株主総会にご出席の株主の皆様へのお土産のご用意はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。
- ・ご来場の株主様は、マスクの持参・着用をお願い申し上げます。
- ・会場入口付近で検温をさせていただき、発熱があると認められる方、体調不良と思われる方、海外から帰国されてから14日間が経過していない方のご入場をお断りする場合がございます。
- ・感染拡大防止のため、座席の間隔をあけることから、ご用意できる席数が例年より大幅に減少いたします。そのため、当日ご来場いただいてもご入場いただけない場合がございます。予めご了承くださいますようお願い申し上げます。
- ・株主総会の運営スタッフは、体調を確認の上、マスク着用で対応をさせていただきます。

事業説明会のご案内

本定時株主総会終了後に同会場において「事業説明会」を開催いたします。最近の経営状況、今後の展望などについてご説明したうえで、皆様からのご質問にもお答えしたいと存じます。

なお、今後の新型コロナウイルス感染拡大の状況次第では、開催を中止する場合がございます。事業説明会の中止及び本総会運営に変更が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <https://www.casa-inc.co.jp/ir/>）に掲載させていただきます。

議決権行使についてのご案内

議決権は、以下の3つのいずれかの方法により行使いただくことができます。

株主総会にご出席される場合



議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日時 2021年4月22日（木曜日）午前10時（受付開始：午前9時15分）

場所 ベルサール新宿グランド コンファレンスセンター5階
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

書面（郵送）により議決権を行使される場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限 2021年4月21日（水曜日）午後6時到着分まで

インターネットにより議決権を行使される場合



パソコン又はスマートフォンから議決権行使サイト (<https://www.web54.net>) にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご入力いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

行使期限 2021年4月21日（水曜日）午後6時入力完了分まで

- ① 株主様以外の方による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「パスワード」の変更をお願いすることとなりますのでご了承ください。
- ② 株主総会の招集の都度、新しい「議決権行使コード」及び「パスワード」をご通知いたします。
- ③ 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金・電話料金等）は株主様のご負担となります。

インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットにより議決権を行使される場合は、パソコン又はスマートフォンから当社の指定する議決権行使サイトにアクセスし、画面の案内に従ってご行使くださいようお願い申し上げます。

当社の指定する議決権行使サイト <https://www.web54.net>



バーコード読み機能付のスマートフォンを利用して右上の2次元コードを読み取り、議決権行使サイトに接続することも可能です。なお、操作方法の詳細についてはお手持ちのスマートフォンの取扱説明書をご確認ください。

議決権行使期限：2021年4月21日（水曜日）午後6時入力完了分まで

① 議決権行使サイトへアクセス



「次へすすむ」をクリック

② ログインする



お手元の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」を入力し、「ログイン」をクリック
 ※ ご自身で「パスワード」を設定されていない株主様は、新しい「パスワード」をご登録していただく必要があります。

③ パスワードの入力



お手元の議決権行使書用紙に記載された「パスワード」を入力し、「次へ」をクリック

以降は画面の入力案内に従って賛否をご入力ください。

- ※ インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- ※ 書面（郵送）とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効とさせていただきます。

インターネットによる議決権
行使に関するお問い合わせ

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
フリーダイヤル **0120-652-031** (受付時間 9:00~21:00)

株主総会参考書類

第1号議案

剰余金の処分の件

当社は事業拡大による企業価値の向上を最重要政策に位置付けるとともに、株主の皆様への利益還元を経営上の重要課題のひとつと考えております。

当期の期末配当につきましては、当期の業績、財務状況及び今後の事業展開等を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

配当財産の種類	金銭
配当財産の割当てに関する事項 及びその総額	当社普通株式1株につき金 30円00銭 配当総額 304,057,620円
剰余金の配当が効力を生じる日	2021年4月23日

第2号議案

取締役4名選任の件

取締役宮地正剛氏、松本豊氏、打込愛一郎氏、嶋田一弘氏の4名は、本総会終結の時をもって、任期満了となります。つきましては、取締役4名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	当社における地位	
1	みやじ せいごう 宮地 正剛	代表取締役社長	再任
2	まつもと ゆたか 松本 豊	取締役	再任
3	うちこみ あいichろう 打込 愛一郎	社外取締役	再任 社外 独立
4	しまだ かずひろ 嶋田 一弘	社外取締役	再任 社外 独立

再任 再任取締役候補者

社外 社外取締役候補者

独立 証券取引所の定めに基づく独立役員

候補者番号

1

みやじ せいごう
宮地 正剛

(1972年3月14日生)

所有する当社の株式数…………… 554,300株

取締役会出席状況…………… 20回/20回

再任

【略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況】

2004年 4月	(株)リプラス入社	2009年10月	(株)ティーシップ代表取締役
2008年10月	レントゴー保証(株) (旧(株)Casa) 代表取締役社長	2009年11月	一般社団法人賃貸保証機構代表理事 (現任)
2009年 2月	(株)HDA代表取締役	2014年 2月	当社代表取締役社長 (現任)
2009年 3月	日本保証システム(株)代表取締役		

取締役候補者とした理由

宮地正剛氏は、経営者として豊富なマネジメントの経験と知見を有し、2008年から代表取締役社長として組織改革や新規事業の創出など事業基盤の強化にリーダーシップを発揮していることから、当社の更なる成長と発展のために、引き続き取締役候補者といたしました。

候補者番号

2

まつもと ゆたか
松本 豊

(1969年4月9日生)

所有する当社の株式数…………… 1,800株

取締役会出席状況…………… 20回/20回

再任

【略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況】

1991年 4月	藤和不動産(株)入社	2018年12月	当社執行役員営業部担当部長
1997年 1月	(株)ナイキジャパン入社	2019年 4月	当社取締役営業部長 (現任)
2014年 6月	(株)ニューバランスジャパン シニアマネージャー入社		

取締役候補者とした理由

松本豊氏は、営業分野における豊富な経験とノウハウを有しており、営業戦略の遂行において強いリーダーシップを発揮していることから、当社の更なる成長と発展のために、引き続き取締役候補者といたしました。

候補者番号

3

うちこみ あいちろう
打込 愛一郎 (1952年4月14日生)

所有する当社の株式数…………… 0株
 取締役会出席状況……………20/20回

再任

社外

独立

[略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況]

1976年 4月	(株)三菱銀行 (現(株)三菱UFJ銀行) 入行	2014年 6月	アウロラ債権回収(株)取締役
2006年 2月	リコーリース(株)専務執行役員	2015年 6月	(株)アイネス常勤監査役
2006年 6月	同社取締役専務執行役員	2016年 7月	当社社外取締役 (現任)
2014年 4月	同社取締役副社長執行役員		

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

打込愛一郎氏は、金融機関で培った財務及び会計に関する幅広い知見、並びに企業経営者としての豊富な経験と見識を有しています。この経験を活かし高度かつ幅広い視点から有用な助言等をいただけることを期待し、当社の更なる成長と発展のために、引き続き社外取締役候補者といたしました。

候補者番号

4

しまだ かずひろ
嶋田 一弘 (1945年4月23日生)

所有する当社の株式数…………… 0株
 取締役会出席状況……………20/20回

再任

社外

独立

[略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況]

1964年 4月	日本銀行入行	2008年12月	(株)日本信用情報機構代表取締役社長
1983年 8月	アコム(株)入社	2015年 6月	同社顧問
2006年 6月	同社専務取締役	2017年 4月	当社社外取締役 (現任)

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

嶋田一弘氏は、金融機関で培った財務及び債権管理に関する幅広い知見、並びに企業経営者としての豊富な経験と見識を有しています。この経験を活かし、高度かつ幅広い視点から有用な助言等をいただけることを期待し、当社の更なる成長と発展のために、引き続き社外取締役候補者といたしました。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、いずれも特別な利害関係はありません。
2. 打込愛一郎及び嶋田一弘の両氏は、社外取締役候補者であります。当社は、打込愛一郎及び嶋田一弘の両氏を、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。両氏の再任が承認された場合は、両氏を引き続き独立役員とする予定であります。
3. 社外取締役候補者が当社の社外取締役に就任してからの年数
打込愛一郎氏の社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって4年9ヶ月となります。
嶋田一弘氏の社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。
4. 当社は、打込愛一郎及び嶋田一弘の両氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結しており、原案どおり両氏の再任が承認された場合には当該契約を継続する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が規定する額であります。
5. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者がその地位にもとづく義務違反、委託信任関係に違背する行為、任務懈怠行為等を理由として損害賠償請求を受けた場合の、損害賠償金額、和解金、訴訟費用等の損害を、当該保険契約により填補することとしております。各候補者は、いずれも当該保険契約の被保険者に含まれております。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

第3号議案

監査役3名選任の件

監査役全員（3名）は、本総会終結の時をもって、任期満了となります。つきましては、監査役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	当社における地位	
1	えびさわ よし 海老澤 嘉	常勤監査役	再任
2	みやざき りょういち 宮崎 良一	社外監査役	再任 社外 独立
3	ひろた さとし 廣田 聡	社外監査役	再任 社外 独立

再任 再任監査役候補者 社外 社外監査役候補者 独立 証券取引所の定めに基づく独立役員

候補者番号

1

え び さ わ よ し
海老澤 嘉 (1958年11月5日生)

所有する当社の株式数…………… 400株

再任

【略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況】

1981年 4月	日本橋倉庫(株) (現 アジア開発キャピタル(株)) 入社	2012年10月	当社内部監査室室長入社
2007年11月	(株)コージツ入社	2018年 6月	当社執行役員内部監査室室長
		2019年 4月	当社常勤監査役 (現任)

監査役候補者とした理由

海老澤嘉氏は、コーポレート・ガバナンス、コンプライアンスについて専門的かつ豊富な知見を有し、2019年からは常勤監査役として内部統制体制の強化に中心的な役割を果たしていることから、当社の更なる成長と発展のために、引き続き監査役候補者いたしました。

候補者番号

2

み や ざ き り ょ う い ち
宮崎 良一 (1983年1月23日生)

所有する当社の株式数…………… 0株

再任

社外

独立

【略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況】

2006年12月	監査法人トーマツ (現 有限責任監査法人トーマツ) 入所	2011年11月	税理士登録
2010年 9月	公認会計士登録	2011年11月	税理士法人Bridge代表社員
2011年10月	ブリッジコンサルティンググループ (株)代表取締役 (現任)	2013年 3月	(株)Amazing取締役 (現任)
		2015年 9月	(株)イードリーマー 非常勤監査役
		2016年 1月	当社監査役 (現任)

社外監査役候補者とした理由

宮崎良一氏は会計士・税理士としての専門知識と豊富な経験を有しており、客観的な立場から適切な助言をいただくことができるため、当社の更なる成長と発展のために、引き続き監査役候補者いたしました。

候補者番号

3

ひろた さとし
廣田 聡 (1977年7月8日生)

所有する当社の株式数…………… 0株

再任
社外
独立

【略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況】

2002年10月	三井安田法律事務所 (現 三井法律事務所) 入所	2015年 9月	(株)ウイルプラスホールディングス 社外取締役 (現任)
2008年 8月	Haynes and Boone LLP入所	2016年 5月	(株)Psychic VR Lab社外監査役 (現任)
2009年10月	アント・キャピタル・パートナーズ(株) 入社	2017年 5月	(株)ロコンド社外取締役 (監査等委員) (現任)
2014年 4月	(株)ビーグリーン入社	2018年 4月	当社補欠監査役
2015年 4月	HCA法律事務所開所 代表弁護士 (現任)	2018年 8月	当社監査役 (現任)

社外監査役候補者とした理由

廣田聡氏は弁護士としての専門知識と企業法務に関する豊富な経験を有しており、客観的な立場から適切な助言をいただくことができるため、当社の更なる成長と発展のために、引き続き監査役候補者といたしました。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、いずれも特別な利害関係はありません。
2. 宮崎良一及び廣田聡の両氏は、社外監査役候補者であります。当社は、宮崎良一及び廣田聡の両氏を、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。両氏の再任が承認された場合は、両氏を引き続き独立役員とする予定であります。
3. 社外監査役候補者が当社の社外監査役に就任してからの年数
 宮崎良一氏の社外監査役就任期間は、本総会終結の時をもって5年3ヶ月となります。
 廣田聡氏の社外監査役就任期間は、本総会終結の時をもって2年8ヶ月となります。
4. 当社は、宮崎良一及び廣田聡の両氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結しており、原案どおり両氏の再任が承認された場合には当該契約を継続する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が規定する額であります。
5. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者がその地位にもとづく義務違反、委託信任関係に違背する行為、任務懈怠行為等を理由として損害賠償請求を受けた場合の、損害賠償金額、和解金、訴訟費用等の損害を、当該保険契約により填補することとしております。各候補者は、いずれも当該保険契約の被保険者に含まれております。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

以 上

(提供書面)

事業報告 (2020年2月1日から2021年1月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症（以下、感染症）の影響により、依然として厳しい状況にあるものの、持ち直しの動きがみられる状況となりました。今後の先行きについては、感染症の拡大防止策を講じるなかで、各種政策の効果や海外経済の改善もあり、持ち直しの動きが期待されておりますが、国内外経済を下振れさせるリスクに十分注意する必要があると、依然として不透明な状況が続いております。

家賃債務保証事業の関連市場におきましては、移動制限を伴う緊急事態宣言の発令及び再発令の影響により、転居需要が縮小する状況がもたらされた一方で、単身世帯の増加や2020年4月の民法改正等の影響により、家賃債務保証サービスに対する需要が高まっております。また、感染症の影響を受け、家賃を滞納される賃借人が一時的に増加いたしました。公的支援制度の新設・拡充が実施されました。なお、テクノロジー化が遅れていた不動産業界においても、感染症拡大で顕在化した課題を克服すべく、DX（デジタルトランスフォーメーション）を推進する動きが高まっております。

このような事業環境を背景に、当社グループにおいては「人々の健全な住環境の維持と生活文化の発展に貢献し、豊かな社会を実現する」という企業理念のもと、感染症の影響を受けた賃借人に対しては、公的支援制度の案内を優先し支払い猶予に応じる等、顧客の事情に応じたサポートに努めました。なお、当社グループにあっても営業時間の短縮、電話受付の休止、一部テレワークの導入等の対応を行いました。また、代理店の業務効率の改善、非対面サービスの促進を図るためクラウドサービス「CasaWEB」へ電子契約等の機能を追加いたしました。さらには、家主向けに物件の資産価値をAI分析でシミュレーションできる「AI SCOPE」のリリース、入居者とのオンラインでのコミュニケーションツール「入居者カフェ」のリニューアル、新サービスとなる養育費保証サービスのリリース等を行いました。

新規契約件数（初回保証料）は、緊急事態宣言の影響を受け、前年同月を下回る月もありましたが、代理店数の増加（前連結会計年度末に比べ956社増加し9,942社）や家賃債務保証サービスに対する需要の高まりにより、137,147件（前年同期比106.9%）と堅調に推移いたしました。特に、主力商品である「家主ダイレクト」の新規契約件数は41,419件（前年同期比147.8%）と好調に推移いたしました。「家主ダイレクト」は、2020年2月に一般財団法人ハトマーク支援機構（約10万会員事業者）の推奨商品となっております。また、2020年8月に

当社商品の包括利用を促す施策として、大手管理会社向けに「ダイレクトS」（外部機関の保有する個人信用情報を活用したサービス）をリリースいたしました。その結果、保有契約件数は前連結会計年度末に比べ39,891件増加し562,052件となり、既存契約からの年間保証料の増加もあり、売上高は前年同期を上回りました。

感染症の影響による家賃の滞納発生率は、想定内で推移いたしました。上述の支払い猶予に応じたこと等の影響で回収率が低下し、求償債権は前連結会計年度末に比べ810,234千円増加し3,927,971千円となりました。その結果、売上原価に計上した貸倒引当金繰入額は、前連結会計年度に比べ690,222千円増加し2,444,747千円となりました。

これらの結果、当連結会計年度の売上高は10,226,855千円（前年同期比8.4%増）、営業利益は1,031,670千円（前年同期比32.3%減）、経常利益は1,090,065千円（前年同期比30.9%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は611,066千円（前年同期比34.1%減）となりました。

なお、のれん償却額261,900千円を販売費及び一般管理費に計上しております。

	売上高	営業利益	経常利益	親会社株主に帰属する 当期純利益
前期比	102億26百万円 8.4%増	10億31百万円 32.3%減	10億90百万円 30.9%減	6億11百万円 34.1%減

② 資金調達の状況

当社は、運転資金の機動的かつ安定的な調達を可能にするため、取引銀行2行と総額4,000,000千円の当座貸越契約及びコミットメントライン契約を締結しております。

なお、当連結会計年度末における借入実行残高はありません。

③ 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました当社グループの設備投資の総額は486,318千円であります。その主なものは、基幹システムの導入費用などであります。

売上高

(単位：百万円)



経常利益

(単位：百万円)



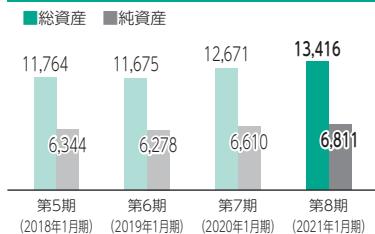
親会社株主に帰属する当期純利益/当期純利益

(単位：百万円)



総資産/純資産

(単位：百万円)



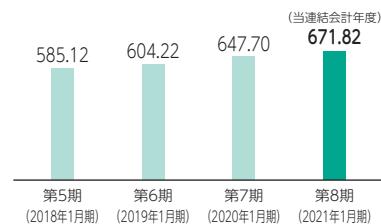
1株当たり当期純利益

(単位：円)



1株当たり純資産額

(単位：円)



※第7期より、連結計算書類を作成しています。

なお第6期以前は連結計算書類を作成しておりませんので、単体計算書類より記載しております。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第5期 (2018年1月期)	第6期 (2019年1月期)	第7期 (2020年1月期)	第8期 (当連結会計年度) (2021年1月期)
売上高	(千円) -	-	9,436,155	10,226,855
経常利益	(千円) -	-	1,577,200	1,090,065
親会社株主に帰属する当期純利益	(千円) -	-	927,258	611,066
1株当たり当期純利益	(円) -	-	90.49	60.36
総資産	(千円) -	-	12,671,286	13,416,799
純資産	(千円) -	-	6,610,167	6,811,730
1株当たり純資産額	(円) -	-	647.70	671.82

(注) 1. 第7期より連結計算書類を作成しておりますので、第6期以前の状況は記載しておりません。

2. 1株当たり当期純利益は期中平均株式総数により、1株当たり純資産額は期末発行済株式総数により算出しております。なお、期中平均株式総数及び期末発行済株式総数につきましては、自己株式数を控除して算出しております。

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第5期 (2018年1月期)	第6期 (2019年1月期)	第7期 (2020年1月期)	第8期 (当事業年度) (2021年1月期)
売上高	(千円) 8,293,341	8,609,397	9,436,142	10,224,641
経常利益	(千円) 1,212,170	1,391,015	1,586,299	1,094,912
当期純利益	(千円) 744,840	840,402	936,462	616,093
1株当たり当期純利益	(円) 70.85	78.25	91.39	60.86
総資産	(千円) 11,764,412	11,675,670	12,679,368	13,430,850
純資産	(千円) 6,344,447	6,278,392	6,619,371	6,825,961
1株当たり純資産額	(円) 585.12	604.22	648.60	673.22

(注) 1. 2017年9月12日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を、また、2018年8月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。このため、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額は、当該株式分割が第5期の期首に行われたと仮定して算定しております。

2. 1株当たり当期純利益は期中平均株式総数により、1株当たり純資産額は期末発行済株式総数により算出しております。なお、期中平均株式総数及び期末発行済株式総数につきましては、自己株式数を控除して算出しております。

(3) 対処すべき課題

当社グループは、「人々の健全な住環境の維持と生活文化の発展に貢献し、豊かな社会を実現する」という企業理念のもと、ITを活用し、賃貸不動産市場における新たなビジネスモデルの構築を目指しております。この企業理念の実践を通じた持続的な成長と企業価値の向上を実現するために、以下を対処すべき課題として重点的に取り組んでまいります。

① 管理会社市場の拡大

2020年4月施行の民法改正の影響もあり、当社グループの既存マーケットである管理会社市場においては、家賃保証サービスに対する需要が高まっております。しかしながら、大規模な管理会社において競争環境は厳しくなっており、一部の大手代理店においては、滞納発生率の改善がされないまま紹介手数料が上昇し、採算性が著しく悪化しております。そのため、個人信用情報を活用した商品により滞納発生率の改善を図るとともに、代理店ごとに紹介手数料の水準や滞納発生率等を勘案し、採算性の見直しを行ってまいります。

その一方で、比較的競争環境が緩い小規模な管理会社に対しては、代理店の業務効率の改善や非対面サービスの促進を図るためのクラウドサービス「CasaWEB」の更なる機能拡充を行い、その利用促進を推し進めることなどにより代理店社数の更なる拡大に邁進いたします。

② 自主管理市場の開拓

当社グループが今後も継続的に成長するためには、自主管理家主の市場を開拓することが必要であると認識しております。そのために、セミナー等のイベントの開催、アドテクノロジーを活用した広告活動に加え、YouTube等のSNSを積極的に活用し、当社サービスの認知度向上を図ってまいります。

また、入居者募集から家賃の管理、退去までの賃貸経営全般に必要な業務をITの活用によりワンストップで提供するサービスの開発を進め、新規利用者の獲得に努めてまいります。そのために必要な関連技術やノウハウの獲得に関して、事業提携や資本提携も推進してまいります。

③ DX（デジタルトランスフォーメーション）の推進

テクノロジー化が遅れていた不動産業界においても、新型コロナウイルス感染症拡大で顕在化した課題を克服すべく、DXを推進する動きが高まっております。このような環境の中、当社グループは、定型的な業務をRPAやAI-OCRを利用することで生産性の向上を図り、また、「CasaWEB」の機能拡充によりオンライン化を促進してまいりました。引き続きDXの推進を図ることで、業界のリーディングカンパニーへと成長してまいります。

基幹システム刷新による業務の効率化や入居者、代理店及び家主を繋ぐプラットフォームの開発、また、セキュリティ対策やシステムの一層の安定稼働に取り組むことが今後の事業拡大において重要と認識しております。

④ コーポレート・ガバナンスの強化

当社グループの持続的な成長、更なる事業拡大のためには、コーポレート・ガバナンスの強化は重要な課題であると認識しております。継続的な内部監査の実施、経営陣や従業員に対する研修の実施等を通じて、内部統制に係る体制や法令遵守の徹底に向けた体制を強化してまいります。

また、当社グループは多くの個人情報を取り扱っており、その情報管理の強化を図るため、厳重な管理体制を構築・維持してまいります。

⑤ 人材の確保と育成

当社グループが、事業環境の変化に柔軟に対応し、さらなる事業拡大を図るためには、幅広い人材の確保と従業員の育成が重要な課題であると認識しております。そのために、積極的な採用活動を行うとともに、教育・研修制度の充実に取り組んでまいります。

⑥ 新型コロナウイルス感染症の影響

新型コロナウイルス感染症の影響で経済的に厳しい状況に陥り、家賃を滞納せざるを得なくなった顧客には、公的支援制度の案内を優先し、支払い猶予に応じる等、顧客に配慮したサポートに努めました。感染症の影響による家賃の滞納発生率は、想定内で推移いたしました。上述の支払い猶予に応じたことで一時的に回収率が低下し求償債権が増加しており、増加した求償債権の回収を早期に図ることが、当面の重要な課題であると認識しております。

保証引受審査を慎重に行い、適切な債権管理体制を維持・構築することで、滞納発生率及び回収率を適切な水準に保つようコントロールしてまいります。

(4) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社COMPASS	30,000千円	100.0%	不動産経営プラットフォームの提供 不動産取引に係る各種情報インフラの提供 不動産経営に係るコンサルティング事業

(5) 主要な事業内容 (2021年1月31日現在)

家賃債務保証事業

(6) 主要な事業所 (2021年1月31日現在)

① 当社

名称	所在地
本社	東京都新宿区
札幌支店	北海道札幌市
仙台支店	宮城県仙台市
さいたま支店	埼玉県さいたま市
千葉支店	千葉県船橋市
横浜サテライト	神奈川県横浜市
静岡支店	静岡県静岡市
名古屋支店	愛知県名古屋市
大阪支店	大阪府大阪市
岡山支店	岡山県岡山市
高松支店	香川県高松市
福岡支店	福岡県福岡市

② 子会社

会社名	所在地
株式会社COMPASS	本社 (東京都新宿区)

(7) 従業員の状況 (2021年1月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前期末比増減
305 (75) 名	11名増 (7名増)

(注) 従業員数は就業員数であり、臨時雇用者数 (パートタイマー及び人材派遣会社からの派遣社員を含む。) は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
305 (75) 名	11名増 (7名増)	42.4歳	8.0年

(注) 従業員数は就業員数であり、臨時雇用者数 (パートタイマー及び人材派遣会社からの派遣社員を含む。) は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2021年1月31日現在)

該当事項はありません。

2. 会社の現況**(1) 株式の状況** (2021年1月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 20,000,000株
 ② 発行済株式の総数 11,082,700株
 (注) 新株予約権の行使により、発行済株式総数は10,700株増加しております。
 ③ 株主数 7,352名
 ④ 大株主

株主名	持株数	持株比率
ジャパンベストレスキューシステム株式会社	1,108,500株	10.94%
野村信託銀行株式会社 (投信口)	884,400	8.73
リコーリース株式会社	800,000	7.89
アント・カタライザー4号投資事業有限責任組合	591,950	5.84
宮地 正剛	554,300	5.47
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	504,300	4.98
野村證券株式会社	503,756	4.97
志野 文哉	188,400	1.86
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	184,400	1.82
SMBC日興証券株式会社	169,900	1.68

(注) 当社は、自己株式を947,446株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。なお、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況

- ① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況
(2021年1月31日現在)

		第1回新株予約権	第2回新株予約権
発行決議日		2013年10月30日	2013年10月30日
新株予約権の数		2,680個	680個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 536,000株 (新株予約権1個につき200株)	普通株式 136,000株 (新株予約権1個につき200株)
新株予約権の払込金額		新株予約権1個当たり 497円	新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり 50,000円 (1株当たり 250円)	新株予約権1個当たり 50,000円 (1株当たり 250円)
権利行使期間		2014年5月1日から 2029年4月30日まで	2015年10月31日から 2023年10月29日まで
行使の条件		(注) 1	(注) 1
役員の保有状況	取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 2,680個 目的となる株式数 536,000株 保有者数 1名	新株予約権の数 680個 目的となる株式数 136,000株 保有者数 1名

- (注) 1. 権利行使の詳細な条件については、当社と当該当事者で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによります。
2. 2017年9月12日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を、また、2018年8月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類と数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」が調整されています。

- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

- ③ その他新株予約権等の状況（2021年1月31日現在）

	第4回新株予約権 (有償ストックオプション)	第5回新株予約権 (有償ストックオプション)
発行決議日	2019年12月18日	2020年7月22日
新株予約権の数	5,488個	6,560個
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式 548,800株 (新株予約権1個につき100株)	普通株式 656,000株 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の払込金額	新株予約権1個当たり 100円	新株予約権1個当たり 100円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権1個当たり 140,700円 (1株当たり 1,407円)	新株予約権1個当たり 105,500円 (1株当たり 1,055円)
権利行使期間	2020年1月8日から 2030年1月7日まで	2020年8月11日から 2030年8月10日まで
行使の条件	(注)	(注)
割当先	当社取締役(社外役員除く) 2名 当社使用人 3名	当社取締役(社外役員除く) 2名 当社使用人 1名

(注) 権利行使の詳細な条件については、当社と当該当事者で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによります。

(3) 会社役員 の 状況

① 取締役及び監査役の状況 (2021年1月31日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	宮地正剛	一般社団法人賃貸保証機構 代表理事
取締役	高杉雄介	経営管理部長
取締役	松本豊	営業部長
取締役	打込愛一郎	
取締役	嶋田一弘	
常勤監査役	海老澤嘉	
監査役	宮崎良一	ブリッジコンサルティンググループ株式会社 代表取締役
監査役	廣田聡	HCA法律事務所 代表弁護士

(注) 1. 取締役打込愛一郎及び取締役嶋田一弘の両氏は、社外取締役であります。

2. 監査役宮崎良一及び監査役廣田聡の両氏は、社外監査役であります。

3. 監査役宮崎良一氏は、公認会計士・税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

4. 当社は、社外取締役及び社外監査役の全員を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社は、当社と各社外取締役及び各社外監査役の間で会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の行為に関して法令が規定する額を限度として損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨を定款で定めております。当社は、当該定款の規定に基づき、各社外取締役及び各社外監査役と責任限定契約を締結しております。

③ 取締役及び監査役の報酬等

区 分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)		対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	譲渡制限付株式報酬	
取締役 (うち社外取締役)	137,044 (12,000)	126,772 (12,000)	10,272 (-)	5 (2)
監査役 (うち社外監査役)	17,100 (7,200)	17,100 (7,200)	- (-)	3 (2)
合計 (うち社外役員)	154,144 (19,200)	143,872 (19,200)	10,272 (-)	8 (4)

(注) 1. 2013年12月18日開催の臨時株主総会において、取締役の報酬額を年額200,000千円以内、監査役の報酬額を年額50,000千円以内と決議いただいております。また、別枠で2018年4月25日開催の第5回定時株主総会において、譲渡制限付株式に関する報酬として年額100,000千円以内と決議いただいております。

2. 上記の譲渡制限付株式報酬の額は、譲渡制限付株式の付与のための報酬に係る当事業年度の費用計上額であります。

④ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- 社外取締役打込愛一郎氏は、2020年6月まで株式会社アイネスの常勤監査役でありました。当社と兼職先との間には特別な関係はありません。
- 社外監査役宮崎良一氏は、ブリッジコンサルティンググループ株式会社の代表取締役であります。当社と兼職先との間には特別な関係はありません。
- 社外監査役廣田聡氏は、HCA法律事務所の代表弁護士であります。当社と兼職先との間には特別な関係はありません。

□. 当事業年度における主な活動状況

		出席状況及び発言状況
取締役	打 込 愛 一 郎	当事業年度に開催された取締役会20回すべてに出席し、金融機関で培った財務及び会計に関する幅広い知見、また、企業経営者としての豊富な経験と見識に基づき、当社の経営執行等の適法性について客観的、中立的な立場で有益な発言を適宜行っております。
取締役	嶋 田 一 弘	当事業年度に開催された取締役会20回すべてに出席し、金融機関で培った財務及び債権管理に関する幅広い知見、また、企業経営者としての豊富な経験と見識に基づき、当社の経営執行等の適法性について客観的、中立的な立場で有益な発言を適宜行っております。
監査役	宮 崎 良 一	当事業年度に開催された取締役会20回すべてに出席し、公認会計士並びに税理士の観点から、当社の経営執行等につき、特に財務・会計部門を中心に有益な発言を適宜行っております。また、当事業年度に開催された監査役会13回すべてに出席し、監査結果についての意見交換及び監査に関する重要事項の協議・提言等を行っております。
監査役	廣 田 聡	当事業年度に開催された取締役会20回すべてに出席し、法律家としての豊富な経験と知見に基づき、当社の経営執行等の適法性につき有益な発言を適宜行っております。また、当事業年度に開催された監査役会13回すべてに出席し、監査結果についての意見交換及び監査に関する重要事項の協議・提言等を行っております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称 あかり監査法人

(注) 当社の会計監査人でありました有限責任監査法人トーマツは、2020年4月23日開催の第7回定時株主総会の時をもって退任いたしました。

② 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	33,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	33,000

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の適格性、独立性及び品質管理等を総合的に評価し、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

当社とあかり監査法人とは、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める額であります。

3. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

業務の適正を確保するための体制の概要は以下のとおりです。

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - 取締役会の監督機能と監査役の監査機能により、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保する。
 - 取締役会の監督機能を強化するために社外取締役を選任する。
 - 取締役は相互に職務の執行を監督し、他の取締役の法令違反行為を発見した場合は直ちに監査役及び取締役会に報告する。
 - コンプライアンス体制の維持・向上を図るため、「コンプライアンス委員会」を開催し、取締役及び使用人の法令等及び社会規範遵守に対する意識の定着と運用の徹底を図る。
 - 業務執行部門から独立し、社長が直轄する内部監査担当の内部監査室を設置し、定期的に業務監査を行う。
 - 法令違反又はコンプライアンスの懸念事項を予防及び発見するため、内部通報制度を『ホットライン規程』に基づき運営する。

- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - 株主総会、取締役会及び経営会議の議事録は、法令及び『文書管理規程』に従い適切に保存、管理する。
 - 取締役の職務の執行に係る情報は、取締役又は監査役等から要請があった場合に備え、適時閲覧可能な状態を維持する。

- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - リスク管理体制を整備、構築するため『リスクマネジメント基本規程』を定め会社のリスクを適切に評価するとともに、リスクをコントロールする継続的活動を推進する。
 - 経営に重大な影響を与える不測の事態に備え、事業継続計画を整備する。特に、基幹システムについては、大規模災害又は障害が発生した際に情報システムの継続的運用を確保するための体制を整える。
 - 不測の事態が発生した場合には、緊急対策協議会を招集、迅速な対応を行い、損失・被害を最小限にとどめ早期の正常化を図る体制を整える。

- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- 『取締役会規程』に基づき、取締役会を原則月1回定期的に開催するほか適宜開催し、適正で効率的な意思決定を行う。
 - 『経営会議規程』に基づき、取締役、執行役員、部長及び次長をもって構成される経営会議を設け、取締役会の委嘱を受けた事項、その他経営に関する重要な事項を協議する。
 - 取締役会の迅速な意思決定と職務執行が可能となることを目指し、執行役員制度を設ける。
- ⑤ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項
- 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めてきたときは、これを置くこととし、その人事については事前に取締役と監査役が意見交換を行い、決定する。
 - 監査役がその職務を補助すべき使用人を置く場合、当該使用人への指揮権は、監査役に移譲されたものとし、取締役の指揮命令は受けない。
 - 監査役がその職務を補助すべき使用人が、他部署の使用人を兼務する場合は、監査役に係る業務を優先して従事する。
- ⑥ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制並びに当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- 取締役及び使用人は、法定の事項に加え、会社に重大な影響を及ぼす事項等を発見した場合は、直ちに監査役に報告する。
 - 内部監査、内部通報及びコンプライアンス委員会の内容を、速やかに監査役に報告する。
 - 取締役及び使用人は、監査役求めに応じ、業務執行状況等について速やかに報告する。
 - 監査役は、取締役会及び経営会議等の業務執行の重要な会議へ出席し、意見を述べるとともに、会社における重要事項や損害を及ぼす恐れのある事実等について、報告を受ける。
 - 会社は、内部通報制度を通じた通報を含め、監査役に報告したものに対し、当該通報・報告をしたことを理由として、解雇その他の不利な取扱いを行わないこととし、これを取締役及び使用人に周知徹底する。

- ⑦ 監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項及びその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- 会社は、監査役から、その職務の執行について生ずる費用等の請求があった場合には、当該費用等が監査役の職務の執行に必要でないと思われた場合を除き、速やかにこれに応じる。
 - 監査役は監査が実効的に行われることを確保するため、監査役会において他の監査役と意見交換を行うとともに、代表取締役、取締役その他経営の重要な執行を担う者、コンプライアンス担当者及び会計監査人との意見交換を定期的に行う。また、その機会を確保できるように代表取締役はその体制の整備を行う。
 - 監査役は、会計監査人及び内部監査担当と意見交換や情報交換を行い、連携を保ちながら、必要に応じて調査及び報告を求めることができる。
- ⑧ 反社会的勢力排除に向けた基本方針及び体制
- 会社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは一切関係を持たず、毅然とした態度で臨み、不当・不法な要求には応じず、一切の関係を遮断する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

当社の取締役会は、取締役5名（うち、社外取締役2名）で構成されており、その取締役会には取締役及び監査役が出席して、各業務執行取締役から業務執行状況の報告が行われるとともに、重要事項の審議・決議を行っております。議場において社外取締役は、独立した立場から決議に加わるとともに、経営の監視・監督を行っており、各監査役についても同様に経営の監査を行っております。

また、常勤監査役は取締役会のほか、経営会議等の社内重要会議に出席するとともに、取締役から業務執行の状況について直接聴取を行い、業務執行の状況やコンプライアンスに関する問題点を日常業務レベルで監視する体制を整備しており、経営監視機能の強化及び向上を図っております。

4. 会社の支配に関する基本方針

当社におきましては、現在、会社の財務及び事業方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は定めておりません。

しかしながら、当社の企業価値並びに株主共同の利益を毀損する当社株式の大量取得を目的とした者が出現した場合の対応方針につきましては、いわゆる買収防衛策の導入の是非、必要性も含め今後、継続的に検討してまいる所存であります。

5. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の最重要課題のひとつと位置付けたうえで、財務体質の強化と積極的な事業展開に必要な内部留保とのバランスを考慮しつつ、安定した配当政策を実施することを基本方針としております。今後も中長期的な視点に立って、成長が見込まれる事業分野に経営資源を投入することにより、持続的な成長と株主価値の増大に努めてまいります。

これらの方針に基づき、当事業年度の期末配当金につきましては、株主の皆様へのさらなる拡充を図るため、1株につき30円00銭とさせていただきます。予定です。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2021年1月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	6,827,443	流動負債	6,601,257
現金及び預金	3,177,530	リース債務	1,720
売掛金	1,261,254	未払法人税等	466,439
求償債権	3,927,971	前受金	4,751,644
未収入金	778,862	預り金	728,639
その他	177,209	賞与引当金	126,605
貸倒引当金	△2,495,385	債務保証損失引当金	135,396
		その他	390,812
固定資産	6,589,356	固定負債	3,811
有形固定資産	60,554	リース債務	3,811
建物及び構築物	28,423		
リース資産	5,032		
その他	27,098		
無形固定資産	3,853,685	負債合計	6,605,069
のれん	3,317,412	(純資産の部)	
その他	536,272	株主資本	6,841,068
投資その他の資産	2,675,116	資本金	1,567,053
投資有価証券	97,929	資本剰余金	1,567,053
長期貸付金	1,272	利益剰余金	4,857,376
繰延税金資産	2,381,882	自己株式	△1,150,415
その他	194,032	その他の包括利益累計額	△32,017
		その他有価証券評価差額金	△32,017
資産合計	13,416,799	新株予約権	2,679
		純資産合計	6,811,730
		負債純資産合計	13,416,799

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書 (2020年2月1日から2021年1月31日まで)

(単位：千円)

科目	金額	
売上高		10,226,855
売上原価		4,146,679
売上総利益		6,080,175
販売費及び一般管理費		5,048,505
営業利益		1,031,670
営業外収益		
受取利息	94	
受取配当金	805	
償却債権取立益	47,007	
補助金収入	7,817	
その他	19,141	74,866
営業外費用		
支払手数料	2,679	
特別調査費用	13,792	16,471
経常利益		1,090,065
特別利益		
投資有価証券売却益	50,040	
その他	243	50,283
特別損失		
投資有価証券評価損	34,600	
前渡金評価損	53,004	87,604
税金等調整前当期純利益		1,052,744
法人税、住民税及び事業税	786,051	
法人税等調整額	△344,374	441,677
当期純利益		611,066
親会社株主に帰属する当期純利益		611,066

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書 (2020年2月1日から2021年1月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当連結会計年度期首残高	1,561,280	1,561,280	4,534,669	△1,035,242	6,621,988
当連結会計年度変動額					
新株の発行（新株予約権の行使）	5,772	5,772			11,545
剰余金の配当			△285,660		△285,660
親会社株主に帰属する当期純利益			611,066		611,066
自己株式の取得				△164,096	△164,096
自己株式の処分			△2,700	48,924	46,224
株主資本以外の項目の 当連結会計年度変動額（純額）					
当連結会計年度変動額合計	5,772	5,772	322,706	△115,172	219,079
当連結会計年度末残高	1,567,053	1,567,053	4,857,376	△1,150,415	6,841,068

	その他の包括利益累計額		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	その他の包括利益 累計額合計		
当連結会計年度期首残高	△14,089	△14,089	2,268	6,610,167
当連結会計年度変動額				
新株の発行（新株予約権の行使）				11,545
剰余金の配当				△285,660
親会社株主に帰属する当期純利益				611,066
自己株式の取得				△164,096
自己株式の処分				46,224
株主資本以外の項目の 当連結会計年度変動額（純額）	△17,928	△17,928	411	△17,516
当連結会計年度変動額合計	△17,928	△17,928	411	201,562
当連結会計年度末残高	△32,017	△32,017	2,679	6,811,730

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

計算書類

貸借対照表 (2021年1月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	6,811,494	流動負債	6,601,077
現金及び預金	3,161,769	リース債務	1,720
売掛金	1,261,175	未払金	351,177
前渡金	66,287	未払費用	37,514
求償債権	3,927,971	未払法人税等	466,259
前払費用	103,056	前受金	4,751,644
未収入金	778,972	預り金	728,639
その他	7,645	賞与引当金	126,605
貸倒引当金	△2,495,385	債務保証損失引当金	135,396
固定資産	6,619,356	その他	2,121
有形固定資産	60,554	固定負債	3,811
建物附属設備	28,423	リース債務	3,811
工具、器具及び備品	27,098		
リース資産	5,032	負債合計	6,604,889
無形固定資産	3,853,685	(純資産の部)	
のれん	3,317,412	株主資本	6,855,299
商標権	6,335	資本金	1,567,053
ソフトウェア	120,918	資本剰余金	1,567,053
ソフトウェア仮勘定	409,018	資本準備金	1,567,053
投資その他の資産	2,705,116	利益剰余金	4,871,607
関係会社株式	30,000	その他利益剰余金	4,871,607
投資有価証券	97,929	繰越利益剰余金	4,871,607
従業員に対する長期貸付金	1,272	自己株式	△1,150,415
長期前払費用	1,276	評価・換算差額等	△32,017
繰延税金資産	2,381,882	その他有価証券評価差額金	△32,017
その他	192,756	新株予約権	2,679
資産合計	13,430,850	純資産合計	6,825,961
		負債純資産合計	13,430,850

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

招集
ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

損益計算書 (2020年2月1日から2021年1月31日まで)

(単位：千円)

科目	金額	
売上高		10,224,641
売上原価		4,146,679
売上総利益		6,077,962
販売費及び一般管理費		5,046,259
営業利益		1,031,703
営業外収益		
受取利息	93	
受取配当金	805	
償却債権取立益	47,007	
補助金収入	7,817	
その他	23,956	79,681
営業外費用		
支払手数料	2,679	
特別調査費用	13,792	16,471
経常利益		1,094,912
特別利益		
投資有価証券売却益	50,040	
その他	243	50,283
特別損失		
投資有価証券評価損	34,600	
前渡金評価損	53,004	87,604
税引前当期純利益		1,057,591
法人税、住民税及び事業税	785,871	
法人税等調整額	△344,374	441,497
当期純利益		616,093

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書 (2020年2月1日から2021年1月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	1,561,280	1,561,280	1,561,280	4,543,873	4,543,873	△1,035,242	6,631,192
当期変動額							
新株の発行 (新株予約権の行使)	5,772	5,772	5,772				11,545
剰余金の配当				△285,660	△285,660		△285,660
当期純利益				616,093	616,093		616,093
自己株式の取得						△164,096	△164,096
自己株式の処分				△2,700	△2,700	48,924	46,224
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)							
当期変動額合計	5,772	5,772	5,772	327,733	327,733	△115,172	224,106
当期末残高	1,567,053	1,567,053	1,567,053	4,871,607	4,871,607	△1,150,415	6,855,299

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	△14,089	△14,089	2,268	6,619,371
当期変動額				
新株の発行 (新株予約権の行使)				11,545
剰余金の配当				△285,660
当期純利益				616,093
自己株式の取得				△164,096
自己株式の処分				46,224
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△17,928	△17,928	411	△17,516
当期変動額合計	△17,928	△17,928	411	206,589
当期末残高	△32,017	△32,017	2,679	6,825,961

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

監査報告

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年3月22日

株式会社Casa
取締役会 御中

あかり監査法人
東京都港区

指定社員 公認会計士 中田 啓 ㊞
業務執行社員

指定社員 公認会計士 進藤 雄士 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社Casaの2020年2月1日から2021年1月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社Casa及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
 - 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年3月22日

株式会社Casa

取締役会 御中

あかり監査法人

東京都港区

指 定 社 員 公 認 会 計 士 中 田 啓 ㊞
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公 認 会 計 士 進 藤 雄 士 ㊞
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社Casaの2020年2月1日から2021年1月31日までの第8期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えずと合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年2月1日から2021年1月31日までの第8期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、電話回線又はインターネット等を経由した手段も活用しながら、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社の取締役と意思疎通及び情報の交換を図りました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人あかり監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人あかり監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年3月23日

株式会社Casa 監査役会

常勤監査役	海老澤	嘉	Ⓔ
監査役（社外監査役）	宮崎	良一	Ⓔ
監査役（社外監査役）	廣田	聡	Ⓔ

以上



株主総会会場ご案内図

会場

東京都新宿区西新宿 8 丁目 17 番 1 号 住友不動産新宿グランドタワー 5 階
ベルサール新宿グランド コンファレンスセンター

交通

東京メトロ 丸ノ内線「西新宿駅」1 番出口より徒歩 3 分
都営地下鉄 大江戸線「都庁前駅」E5 出口より徒歩 6 分
JR 線・大江戸線・丸ノ内線等「新宿駅」西口より徒歩 15 分

駐車場の用意はいたしておりませんので、お車での来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

